

船橋市児童ホーム条例

○船橋市児童ホーム条例

昭和44年4月1日
条例第14号

改正 昭和48年1月4日条例第1号
昭和48年9月29日条例第43号
昭和54年3月30日条例第6号
昭和55年3月31日条例第9号
昭和56年3月31日条例第10号
昭和57年3月31日条例第7号
昭和58年3月28日条例第8号
昭和59年3月31日条例第11号
昭和60年3月27日条例第3号
昭和61年3月31日条例第7号
昭和62年3月26日条例第6号
昭和63年3月31日条例第1号
平成元年3月31日条例第4号
平成2年3月31日条例第14号
平成3年3月30日条例第9号
平成5年9月30日条例第14号
平成8年3月29日条例第9号
平成20年3月31日条例第13号
平成30年10月12日条例第54号

船橋市児童ホーム条例

(趣旨)

第1条 この条例は、船橋市児童ホーム（以下「ホーム」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨にのっとり、児童の健全な育成を図るため、ホームを設置する。

(名称及び位置)

第3条 ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市前原児童ホーム	船橋市前原西6丁目1番12号
船橋市高根台児童ホーム	船橋市高根台2丁目2番2号
船橋市習志野台児童ホーム	船橋市習志野台3丁目4番1号
船橋市金杉台児童ホーム	船橋市金杉台2丁目2番4号
船橋市若松児童ホーム	船橋市若松2丁目3番6号
船橋市西船児童ホーム	船橋市本郷町554番地
船橋市小室児童ホーム	船橋市小室町3308番地
船橋市三山児童ホーム	船橋市三山2丁目42番3号
船橋市八木が谷児童ホーム	船橋市みやぎ台1丁目7番1号
船橋市松が丘児童ホーム	船橋市松が丘1丁目52番22号
船橋市飯山満児童ホーム	船橋市飯山満町2丁目488番地の8
船橋市夏見児童ホーム	船橋市夏見4丁目39番15号

船橋市児童ホーム条例

船橋市塚田児童ホーム	船橋市前貝塚町601番地の1
船橋市宮本児童ホーム	船橋市宮本6丁目18番1号
船橋市三咲児童ホーム	船橋市三咲3丁目5番10号
船橋市新高根児童ホーム	船橋市新高根1丁目12番9号
船橋市薬円台児童ホーム	船橋市薬円台5丁目18番1号
船橋市海神児童ホーム	船橋市海神町2丁目264番地5
船橋市法典児童ホーム	船橋市藤原3丁目2番15号（船橋市西部福祉会館内）
船橋市本中山児童ホーム	船橋市本中山1丁目6番6号
船橋市坪井児童ホーム	船橋市坪井町755番地4

（昭48条例43・全改、昭54条例6・昭55条例9・昭56条例10・昭57条例7・昭58条例8・昭59条例11・昭60条例3・昭61条例7・昭62条例6・昭63条例1・平元条例4・平2条例14・平3条例9・平5条例14・平8条例9・平20条例13・平30条例54・一部改正）

（使用の許可）

第4条 ホームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用の制限）

第5条 市長は、ホームの使用に関して、これを制限することができる。

（使用の取消し）

第6条 市長は、公用又は管理上支障があると認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

（使用料）

第7条 ホームの使用料は、無料とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年1月4日条例第1号）

この条例は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月29日条例第43号）

この条例は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日条例第8号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日条例第3号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日条例第6号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第4号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第14号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第9号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日条例第14号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第9号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月12日条例第54号）

この条例は、平成30年10月27日から施行する。